

一般財団法人 江南クレーン教習所 定款

第1章 総則

平成23年4月1日

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人江南クレーン教習所（以下「この法人」という。）と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県熊谷市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）の定める就業制限業務等に従事する有資格者を養成し、労働福祉の向上を図るとともに労働災害防止及び産業発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 クレーン運転実技教習
- 二 移動式クレーン運転実技教習
- 三 作業主任者技能講習
- 四 就業制限業務技能講習
- 五 職長等監督者教育
- 六 危険有害業務特別教育
- 七 能力向上教育
- 八 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練
- 九 建築資材及び建設作業に係わる機械工具の販売等の事業
- 十 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第2章 会計

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、その写しを従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員

(評議員)

第8条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、この定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第11条 評議員には、各事業年度ごとに総額30万円を上限として、報酬等を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第4章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額並びに理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- 三 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- 四 定款の変更
- 五 事業の全部の譲渡
- 六 残余財産の帰属
- 七 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後 3箇月以内に 1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数がこの定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長並びに評議員会において選任された議事録署名人 2 名は前項の議事録に記名押印

する。ただし、議事録署名人は評議員1名、出席した理事1名とする。

第5章 役員

(役員)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3名以上5名以内

二 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、理事長以外の理事のうち1名を同法同条第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残存任期と同一する。

4 理事又は監事がこの定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 26 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序

により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

3 前項の規定は、第 21 条第 4 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長がいない場合は、出席した理事及び監事が記名押印する。

3 前項にかかわらず、理事長の変更を決議する理事会においては、法令の定めるところにより出席した理事及び監事が記名押印する。

第 7 章 名誉理事長及び顧問

(顧問)

第 34 条 この法人に名誉理事長及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、次の職務を行う。

- 一 理事長の相談に応じること
- 二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 名誉理事長及び顧問は、理事会において選任する。

4 名誉理事長及び顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 9 条についても適用する。

(解散)

第 36 条 この法人は法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 37 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 その他

(委任)

第 38 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は藤井方園、業務執行理事は吉井功とする。